

令和2年度 周防大島町会計年度任用職員登録募集案内

臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、『会計年度任用職員制度』として令和2年度より運用が開始されます。

令和2年度に町の機関・施設等で勤務を希望する人は、登録が必要です。

登録者の中から書類選考、面接を経て、会計年度任用職員として任用されます。

1 登録資格

登録できる方は、次のいずれにも該当しない方です。(地方公務員法第16条)

- 1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2) 周防大島町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 勤務条件

項目	内容
任用期間	一会計年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)のうち必要な期間 ※ただし、任用から1ヶ月間は条件付採用期間となります。
勤務場所	役場各庁舎、出張所及び各種施設等
勤務時間	原則 8時30分～17時15分(休憩12時00分～13時00分)以内。 職場や勤務場所で始業時間や就業時間、休憩時間は異なります。
休日	原則 週休日(土・日曜日)及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日 ※ただし、行事や業務内容によっては出勤日になる場合があります。
給料・報酬	別紙「令和2年度周防大島町会計年度任用職員 募集職種一覧」のとおり
諸手当	・通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当 ・期末手当(支給対象:任用期間6月以上で1週当り勤務時間が29時間を超える者)
休暇等	(1) 労働基準法に基づき、年次有給休暇を付与 (2) 有給、無給の特別休暇 ※勤務時間により、取得条件や日数が異なります。
社会保険等	勤務時間に応じて健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

※職種によって、勤務条件が異なる場合があります。

4 選考方法

- 1) 各職種の登録者の中から書類審査を実施
- 2) 書類審査通過者に対して選考試験(面接等)を実施(令和2年2月中旬から随時実施予定)

※書類選考通過者には、各所管部署より選考試験の日程を連絡します。

5 登録の手続等

1) 登録申込書の請求方法

(1) 配布

役場各総合支所、各出張所で配布

(2) ホームページからダウンロード

町ホームページ「会計年度任用職員登録募集」から登録申込書の様式をダウンロードし、A4判の白紙に印刷して使用してください。

(3) 郵送請求

「**会計年度任用職員登録申込書請求**」と朱書きした封筒に、84円切手を貼った返信用封筒（申込者の郵便番号・住所・氏名を記入のこと）を同封して、役場総務課人事行政班まで請求してください。

2) 提出書類及び申込方法

(1) 提出書類

ア 登録申込書（直近3ヶ月以内に撮影した写真を必ず貼ってください。）

イ 資格証の写し（資格要件が必要な職種に限る。）

(2) 登録受付期間

令和2年1月17日（金）から令和2年2月21日（金）まで

(3) 申込方法

ア 持参による申込

上記(2)の期間内に、役場総務課人事行政班（大島庁舎2階）に提出してください。

イ 郵送による申込

「**会計年度任用職員登録申込書在中**」と朱書きした封筒に、上記(1)の提出書類を入れて、役場総務課人事行政班まで郵送してください。（できるだけ簡易書留で郵送してください。）

※令和2年2月21日の消印有効としますが、期限間際での郵送の場合は、速達郵便をご利用ください。

6 その他

○今回の登録の有効期間は、令和3年3月31日までです。

○登録者のすべての人が任用されるわけではありません。

○登録者には、令和2年度中に他の募集があった場合、連絡をすることがあります。

7 お問い合わせ先（郵送先）

周防大島町総務部総務課人事行政班（大島庁舎2階）

〒742-2192

山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2

TEL 0820-74-1000 FAX 0820-74-1016

E-mail soumu@town.suo-oshima.lg.jp

HP アドレス <http://www.town.suo-oshima.lg.jp/>